

**独立行政法人日本学生支援機構**  
**第1期中期目標期間に係る業務実績に関する**  
**評価意見書（総論）**

本委員会では、機構の計画の実現状況又は課題を適切に把握・評価し、その評価結果が機構の運営に適切に反映されることを通じて、教育の機会均等に寄与し、修学環境を整備し、もって次代を担う人材の育成及び国際相互理解の増進を図るといふ機構の目的の達成に寄与することを期して評価を行った。

本意見書は第1期中期目標期間の業績について、次のような視点、対象項目及び評価指標により実施した評価結果をとりまとめたものである。

（1）評価の視点及び評価対象項目等

評価は、中期目標・中期計画が着実に実施されたかどうかという視点から行い、第1期中期目標の第3階層の各項目（括弧付き数字の項目）を評定の対象となる項目とした。

（2）第1期中期計画における指標の達成状況

第1期中期計画における評価指標に係る個々の指標が、どの程度達成され、毎年度改善・進展が図られているかという観点からも評価を行った。

（3）行財政改革の視点

現在進められている国の行財政改革において、独立行政法人については経費節減及びサービスの合理的・効率的・効果的实施のため様々な方策を講じることが求められているが、今回の評価においてもこれを踏まえて、必要に応じて評価意見等として取り上げた。

評価項目ごとの評価意見及び評定は、別添の「中期目標期間に係る業務の実績評価フォーマット」に記載のとおりであるが、全体としては、概ね中期目標・中期計画に従って着実な業務実施により学生支援の効果があがり、サービスの利用者からも概ね良好な評価を得たと認められる。

以下、中期計画の大きな柱に沿って、評価意見を述べることとする。

中期計画「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」については、中期計画において、一般管理費に関して平成15年度予算を基準として16%以上、その他の事業費に関しては、9%以上を削減することとしていたことについて、平成20年度実績において、一般管理費については、18.6%、その他の事業費については、21.2%を削減し、中期計画を達成したこと等、合理化・効率化に向けて一般管理費の削減、外部委託の推進等が不断に行われていることが認められ、評価できる。

中期計画「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」のうち、奨学金貸与事業に関しては、平成20年度実績において、新規返還者に係る返還率については中期計画に掲げていた95%を超える96.3%を達成したことは評価できる。また、平成16年度に機関保証制度を導入し、従前の人的保証に加え機関保証を選択することができるようにしたことは、奨学生に対するサービスの向上が図られており評価できる。さらに、平成19年度に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」における検討結果の報告等を踏まえ、個人信用情報機関に加盟する等、回収方策の強化が進められていることが認められる。今後も、回収強化に向けたより一層の取組みを期待する。

留学生支援事業に関しては、平成19年度に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、東京国際交流館プラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務について民間競争入札を導入し、サービスの質を確保しつつ市場化テストを実施したことは評価できる。また、帰国外国人留学生に関するフォローアップに関し、平成19年度にメールマガジン発行を始め、帰国した外国人留学生のネットワークの充実に努めたことは評価できる。平成20年度に策定された『「留学生30万人計画」骨子』等を踏まえ、今後とも、外国人留学生の受入れ体制の充実に一層努めることを期待する。

学生生活支援事業に関しては、研修事業について、高い満足度を得るとともに、「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度に研修事業の見直し・重点化を行ったことは評価できるが、今後ともより効果的・合理的な研修に向けて内容の充実に図ることが必要である。特に、障害のある学生に対する支援及び留学生交流関連の研修については、引き続

き工夫を凝らしてその推進に努められたい。

中期計画「 予算、収支計画及び資金計画」については、学資金貸与事業における新たな債権分類基準を整備し、当該基準に基づいた請求行為を行っており中期計画を達成できたので評価できる。

平成 21 年度より第 2 期中期目標期間が開始し、機構の今後 5 年間の業務について方向性が決定されたところである。

機構においては、今回の本委員会の評価も参考にして、第 2 期中期計画の着実な達成に向け、一層の業務改善に取り組まれたい。